

問1 裁判所が自ら積極的に法律を審査するのではなく、実際の裁判において具体的に争われている事件についてのみ審査を行う仕組みを何という？

1. 司法消極主義 2. 憲法改正 3. 違憲判決 4. 付随的違憲審査制

問2 衆議院に参議院よりも強い権限が与えられている理由として、任期が短く、内閣が持つどのような権限が存在するためとされるか？

1. 解散 2. 弾劾裁判 3. 予算先議権 4. 国政調査権

問3 衆議院で可決され参議院で否決された法律案を、再び衆議院で成立させるために必要な賛成比率はどれくらいか？

1. 3分の1 2. 2分の1 3. 3分の2 4. 4分の3

問4 参議院は慎重な審議を行うことから、よく何と呼ばれている？

1. 良識の府 2. 主権の存する所 3. 民意の代表 4. 最高機関

問5 裁判所が他の国家機関から干渉されず、公平に法に基づいて判断を行う権利を何という？

1. 行政権の行使 2. 司法権の独立 3. 立法権の強化 4. 裁判官の罷免

問6 民事裁判の第一審判決に不服があり、第二審の裁判所へやり直しを求める手続きを何という？

1. 上告 2. 抗告 3. 再審 4. 控訴

問7 第一審の判決に対して不服がある場合に、その判決の取り消しや変更を求めて上級裁判所に申し立てることを何という？

1. 上告 2. 抗告 3. 再審 4. 控訴

問8 日本において、誤判を防ぎ慎重な審理を行うために採用されている、3回まで裁判を受けられる制度全体を何という？

1. 三審制 2. 弾劾裁判 3. 陪審制 4. 参審制

問9 国の予算案を最初に提出しなければならないとされている、国会の議院を何という？

1. 参議院 2. 衆議院 3. 最高裁判所 4. 内閣

問10 国会は法律を制定し、内閣は行政を行い、裁判所が法に基づいて判断を下すために行使する権限を何という？

1. 統治権 2. 司法権 3. 行政権 4. 立法権

問11 刑事裁判において、検察官が裁判所に対して、特定の人物を罰するよう求める手続きを何という？

1. 不起訴 2. 上訴 3. 再審 4. 起訴

問12 民事裁判において、判決を下すのではなく、当事者同士が話し合っ合意し、解決を図ることを何という？

1. 上告 2. 告訴 3. 判決 4. 和解

問13 国民審査において、裁判官をやめさせるべきだという意思表示を何という？

1. 再任 2. 任期 3. 任命 4. 罷免

問14 誤判を防ぎ、公正な裁判を行うために、同一の事件について3回まで裁判を受けられる制度を何という？

1. 審級制度 2. 適正手続きの保障 3. 裁判員制度 4. 司法権の独立

問15 民事裁判において、権利や利益の侵害を訴えて裁判を起こした側を何という？

1. 弁護人 2. 被告 3. 検察官 4. 原告

答え合わせ・解説

問1	答え 4 付随的違憲審査制	裁判所が特定の法律だけを切り出して審査するのではなく、具体的な裁判事件の解決に必要なときに、その事件に関連する法律が憲法に違反しているかを審査します。これを付随的違憲審査制と呼びます。
問2	答え 1 解散	衆議院は解散があるため、国民の意見をより反映しやすいと考えられています。そのため、法律の可決や予算の議決において、衆議院の議決を優先させる「衆議院の優越」が認められています。参議院には解散がなく任期も長いので、衆議院よりも慎重な審議が期待されます。
問3	答え 3 3分の2	憲法第59条により、衆議院で可決し、参議院がそれと異なる議決をした場合、衆議院で出席議員の3分の2以上の賛成を得て再可決すれば、法律として成立します。これは「衆議院の優越」の最も代表的な例です。
問4	答え 1 良識の府	専門知識を持った議員が多く、法案に対して慎重で長期間の審議を行う姿勢から「良識の府」と呼ばれます。常任委員会などの制度を通じて、各分野の専門的な意見が取り入れられ、法案の質を高める努力がなされています。
問5	答え 2 司法権の独立	裁判官は、憲法と法律にのみ従い、自身の良心に従って独立してその職権を行使します。行政や国会からの干渉を受けないことで、国民の権利を守り、法による公正な紛争解決を可能にします。
問6	答え 4 控訴	第一審の判決が出た後、一定期間内に「控訴」の手続きをとることで、第二審での裁判が行われます。控訴は、事実の認定が間違っていることや、法律の適用が不当であることなどを主張するために行われます。
問7	答え 4 控訴	控訴は、第一審の裁判所が下した判決に対して行われ、主に高等裁判所が第二審として審理を行います。事実関係に誤りがないかや、法律の適用が正しいかどうか改めてチェックされます。
問8	答え 1 三審制	原則として第一審、第二審（控訴審）、第三審（上告審）の3段階で構成されます。段階ごとに、より上位の裁判所が関与することで、権力の濫用や誤りを防ぎます。
問9	答え 2 衆議院	予算案は、内閣が最初に衆議院に提出しなければなりません。これを「衆議院の先議権」といいます。衆議院で慎重に審議され、可決された後に参議院へと送られます。この制度により、国民の代表の意思が予算編成に最初から反映される仕組みになっています。
問10	答え 2 司法権	司法権は、法律やその他の法を適用して、具体的な争いを解決する権限です。日本では裁判所がこの権限を独占しており、他の機関から干渉を受けない独立性が憲法で保障されています。
問11	答え 4 起訴	「起訴」は検察官のみができる権限で、これによって刑事裁判が開始されます。起訴されると、その人は被告人と呼ばれ、裁判所に有罪か無罪か、またどのような刑罰を与えるべきかを審理されることとなります。検察官は、国家の代表として犯罪の事実を証明する責任を負います。
問12	答え 4 和解	和解は、裁判官の仲立ちや当事者同士の話し合いによって合意に至る解決策です。双方が納得できる条件で譲歩するため、判決よりも納得感が高く、早期解決につながりやすいという利点があります。確定した和解は、裁判の判決と同じ効力を持ちます。
問13	答え 4 罷免	投票用紙には裁判官の氏名が記載されており、やめさせるべきだと考える場合は「×」を記入します。この「×」の数が投票総数の過半数に達したとき、その裁判官は罷免されます。
問14	答え 1 審級制度	日本は第一審、控訴審、上告審という3段階の審級制をとっています。同じ事実関係を慎重に見直すことで、人権を守り、公平な判決を導き出すことを目的としています。
問15	答え 4 原告	民事裁判は、「原告」と「被告」という対等な立場の当事者が争う仕組みです。原告は訴える側であり、被告は訴えられた側を指します。裁判官は、提出された証拠や主張を聞いて、どちらの言い分が正しいかを判断します。